

答申第 942 号

諮問第 1248 号

件名：法律理解の必要性についての認識を持つために使用した文書等の不開示
(不存在) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 3 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 1 月 27 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 10 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別表の 3 欄の①の請求（以下「請求①」という。同欄②以下についても同様とする。）に係る文書について

請求①に係る行政文書は、開示請求書に課内研修を含む旨の記載があったことから、愛知県県民生活部社会活動推進課（当時。以下「社会活動推進課」という。）が平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 1 月 27 日までの間に作成又は取得した文書のうち、所管事務において事務を遂行する職員に対し、関係する法律を理解する必要があることについて、当該職員に認識を持たせることを目的として研修等で用いた文書と解した。

イ 請求②から請求⑥までについて

請求②から請求⑥までに係る行政文書は、社会活動推進課が平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 1 月 27 日までの間に作成又は取

得した文書のうち、愛知県警察本部少年課が作成した少年課日より、児童虐待事案の認知及び検挙状況、児童虐待の定義並びに児童虐待事案の実態が記載されている文書並びに平成 15 年度から平成 24 年度までの間の児童虐待事案の一覧表であると解した。

ウ 請求⑦について

請求⑦に係る行政文書は、社会活動推進課が平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 1 月 27 日までの間に作成又は取得した文書のうち、愛知県少年警察活動規程の運用（平成 14 年 12 月 10 日付け生少・生非発甲第 156 号。以下「規程の運用」という。）第 4 の 1(3)に規定される、警察署長から警察本部長に報告される少年特異事案報告であると解した。

エ 請求⑧について

請求⑧に係る行政文書は、社会活動推進課が平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 1 月 27 日までの間に作成又は取得した文書のうち、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の規定に基づき児童相談所（愛知県においては、福祉相談センター及び児童相談センター）に対する通告が義務付けられるもののうち、愛知県少年警察活動規程（平成 14 年愛知県警察本部訓令第 26 号）第 41 条第 2 項、第 45 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 55 条並びに第 58 条の規定により、警察本部長又は警察署長が通告する際の、規程の運用第 7 の 9(6)で定める児童通告書であると解した。

オ 請求⑨について

請求⑨に係る行政文書は、社会活動推進課が平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 1 月 27 日までの間に作成又は取得した文書のうち、「刑事部」とは警察組織の一部を指すと考えられることから、警察組織が作成した「刑事部ニュース」と称する文書であると解した。

カ 請求⑩及び請求⑪について

請求⑩及び請求⑪までに係る行政文書は、社会活動推進課が平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 1 月 27 日までの間に作成又は取得した文書のうち、被害者支援の内容が記載されている文書並びに DV 対策及び DV 被害の保護に係る文書（愛知県警察の施策運用実績を含む。）であると解した。

キ 請求⑫について

請求⑫に係る行政文書は、社会活動推進課が平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 1 月 27 日までの間に作成又は取得した文書のうち、社会活動推進課の職員以外の県民等に対する事情聴取の方法が記載されている文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求①について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条において、職員は、職務を遂行するに当たり法令等の規程に従わなければならない旨が、また、愛知県職員服務規程（昭和 39 年愛知県訓令第 28 号）第 3 条にも同様に、法令等の規程を守り、職務を遂行しなければならない等と規定されている。

社会活動推進課において、当該目的のために、請求①に係る行政文書を用いた研修等の開催の有無を確認したが、開催をしたことはなかったこと及び研修等以外の機会に職員に対し配付した事実もないことから、請求①を作成又は取得していない。

イ 請求②について

請求②に係る行政文書は愛知県警察本部生活安全部少年課（以下「少年課」という。）が作成したものであり、社会活動推進課においては作成しておらず、また少年課や他の所属等から送付等による取得もしていない。

ウ 請求③から請求⑥までについて

請求内容にある児童虐待に係る事務については、愛知県の知事部局においては、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）（当時。以下「行政組織規則」という。）において健康福祉部児童家庭課（以下「児童家庭課」という。）、福祉相談センター及び児童相談センターが所管している。

また児童虐待に関する認知及び検挙事務については、警察において実施されるものである。

よって、社会活動推進課においては児童虐待に係る事務を所管していないため、請求③から請求⑥までに係る行政文書を作成しておらず、また児童虐待を所管する組織等からも取得していない。

エ 請求⑦について

請求⑦に係る行政文書は警察の機関内において実施されている報告文書であり、社会活動推進課は当該事務を所管していないため、作成しておらず、また警察組織からも取得していない。

オ 請求⑧について

請求⑧に係る行政文書は警察によって通告されるものであり、社会活動推進課は児童通告に関する事務を所管していないため、請求⑧に係る行政文書を作成しておらず、また警察組織からも取得していない。

カ 請求⑨について

社会活動推進課において、警察組織により作成された「刑事部ニュース」と称される文書を取得していない。

キ 請求⑩及び請求⑪について

「被害者支援」については、犯罪の種類によって様々な行政機関や民

間団体等が支援をしているところであり、例えば児童虐待については、児童家庭課等や警察が行っている。また、「DV 対策」、「DV 被害の保護」といった、配偶者からの暴力の防止やその被害者の保護等については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、国及び地方公共団体において取り組むこととなっているが、愛知県においては、行政組織規則において児童家庭課及び女性相談センターが実施しており、また、警察本部においても実施されているところである。

よって、社会活動推進課において、「被害者支援」、「DV 対策」及び「DV 被害の保護」に関する事務を所管していないため、開示請求書に記載のある愛知県警察の施策運用実績も含め、請求⑩及び請求⑪に係る行政文書を作成しておらず、また事務を所掌する組織等からの取得もしていない。

ク 請求⑫について

社会活動推進課が所掌している事務において、県民等から事情聴取を行う事務は、愛知県青少年保護育成条例（昭和 36 年愛知県条例第 13 号）第 27 条第 1 項において、同項に規定する者への質問について定めはあるが、その方法について特に定めたものは存在しない。

その他、開示請求書に記載のある、愛知県警察被害者対策基本規定を始めとする、社会活動推進課以外の組織が作成する事情聴取方法が記載されている文書についても取得していない。

ケ 念のため、社会活動推進課において本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

コ 以上のことから、社会活動推進課は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示（不存在）とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、別表の 3 欄に掲げる請求①から請求⑫までに係る文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求②から請求⑩までについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求②から請求⑩までに係る文書については、社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、社会活動推進課に対し、これらの請求の内容に係る文書が請求されているものであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、社会活動推進課に対し、これらの請求内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、請求②から請求⑩までに係る行政文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求①及び請求⑪について

当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 異議申立て年月日	2 不開示決定	3 行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
平成 26 年 2 月 13 日	平成 26 年 2 月 10 日 25 社活第 2770 号	社会活動推進課に対する開示請求 H24 年度 H25 年度	
		①	法律理解の必要性についての認識を持つために使用した文書（課内研修を含む。例 刑事警察質疑応答集 被疑者補償規定）
		②	愛知県警察本部少年課が作成した少年課だより
		③	児童虐待事案の認知及び検挙状況が記載されている文書
		④	児童虐待の定義が記載されている文書
		⑤	児童虐待事案の実態が記載されている文書
		⑥	児童虐待事案一覧表（H15 年度～H24 年度）
		⑦	少年特異事案報告
		⑧	児童通告書
		⑨	刑事部ニュース
		⑩	被害者支援の内容が記載されている文書（愛知県警察の施策運用実績を含む）
		⑪	DV 対策、DV 被害の保護に係る文書（愛知県警察の施策運用実績を含む）
		⑫	事情聴取方法が記載されている文書（愛知県警察被害者対策基本規定を含む）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 3. 18	諮問
27. 8. 17	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 9. 1	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 5. 25 (第489回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 5. 25 (第550回審査会)	審議
2. 7. 9 (第597回審査会)	審議
2. 8. 14	答申